

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

役職員退職手当支給規程

S59.12.1 制定
H23.8.1 最終改正

(総則)

第1条 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会(以下「協会」という。)の役員(常勤役員とする)及び職員(以下「役職員」という。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 退職手当は勤続期間が1年以上の役職員が退職した場合に、その者(死亡により退職の場合はその遺族)に支給する。ただし、協会就業規則第60条第6号の規定に基づき解雇された者に対しては支給しない。

2 協会の都合により引き続いて協会の役職員として勤務している場合であっても、給与の支給を停止した場合は、そのときに退職したものとみなして、退職手当を支給する。

(計算方法)

第3条 退職手当の額は、役職員の退職の日における本俸月額に第4条各号に規定する支給割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 退職手当の額を算出するに当り、支給額100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(支給割合)

第4条 退職手当の支給割合は、次の各号による。

(1) 勤続10年までの期間については、勤続期間1年につき本俸月額の100分の100

(2) 勤続10年を超え、20年までの期間については、勤続1年につき、本俸月額の100分の120

(3) 勤続20年を超え、30年までの期間については、勤続1年につき、本俸月額の100分の130

(4) 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき、本俸月額の100分の100

(退職手当の最高限度額)

第5条 前2条の規定により算出した退職手当の額が、本俸月額に55を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の算出の基礎となる勤続期間の計算は、協会より給与を支給される役職員としての引き続いた期間とする。

- 2 前項の規定による在職期間は、協会より給与を支給される役職員となった日の属する月から起算して、退職した日の属する月までの月数とする。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち、休職(就業規則第56条による業務上の災害又は通勤による災害のための休職を除く。) 停職又は育児休業により、現実に職務をとることを要しなかった期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 4 前3項の規定により算出した在職期間に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(退職手当の増額)

第7条 職員が次の各号の一に該当する場合は、第3条から第5条までの規定により算出した額に、本俸月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 負傷若しくは疾病によりその職に耐えられず退職した場合又は在職中に死亡した場合。
- (2) 組織の改廃等協会の都合により退職させられた場合。
- (3) 勤続期間が15年以上あって職務上特に功労があった者が退職した場合。
- (4) 前各号に準ずる特別の事由により退職した者であって、特に増額の必要があると認められる場合。

(退職手当の減額)

第8条 職員が、自己の都合により退職する場合(傷病、出産若しくは結婚による場合を除く。)及び協会就業規則第60条第5号により退職させられた場合は、第3条から第5条までの規定により算出して得た額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を減額することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者(届出をしないが、役職員の死亡時、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの。
- (3) 前号に掲げる者のほか、役職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族。
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの。

- 2 前項に掲げる者が、退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2名以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(起訴中に退職した場合等における退職手当の取扱い)

第10条 職員が刑事事件に関し起訴させられた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(退職手当の返納)

第11条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、会長は、その支給した退職手当の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

- 1 この規程に定めるほかは国家公務員等退職手当法等国家公務員に適用される諸規定を準用する。
- 2 この規程は、昭和59年12月1日から施行する

附 則 (平成15年3月11日一部改正)

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年8月1日から施行する)